

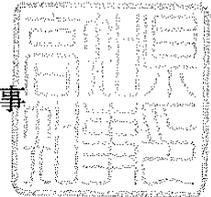


議案－3

7 高都計第 2 2 号
令和 7 年 4 月 9 日

高知県都市計画審議会会長 様

高 知 県 知 事



東洋都市計画下水道の変更について

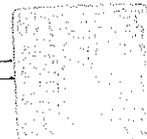
このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の
規定により、別紙のとおり審議会に付議します。



7 東産業第 14 号
令和 7 年 4 月 4 日

高知県知事 濱田 省司 様

東洋町長 長崎 正仁



東洋都市計画下水道の変更について

このことについて、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、高知県都市計画審議会へ付議していただきたく申請いたします。

東洋都市計画下水道の変更（東洋町決定）

東洋都市計画下水道「4. その他の施設」中、甲浦浄化センターを次のように変更する。

4. その他の施設

内 訳	位 置	備 考
甲浦浄化センター	東洋町大字河内字宮ノ西	約 6,000 m ²

「区域は計画図表示のとおり」

変 更 理 由

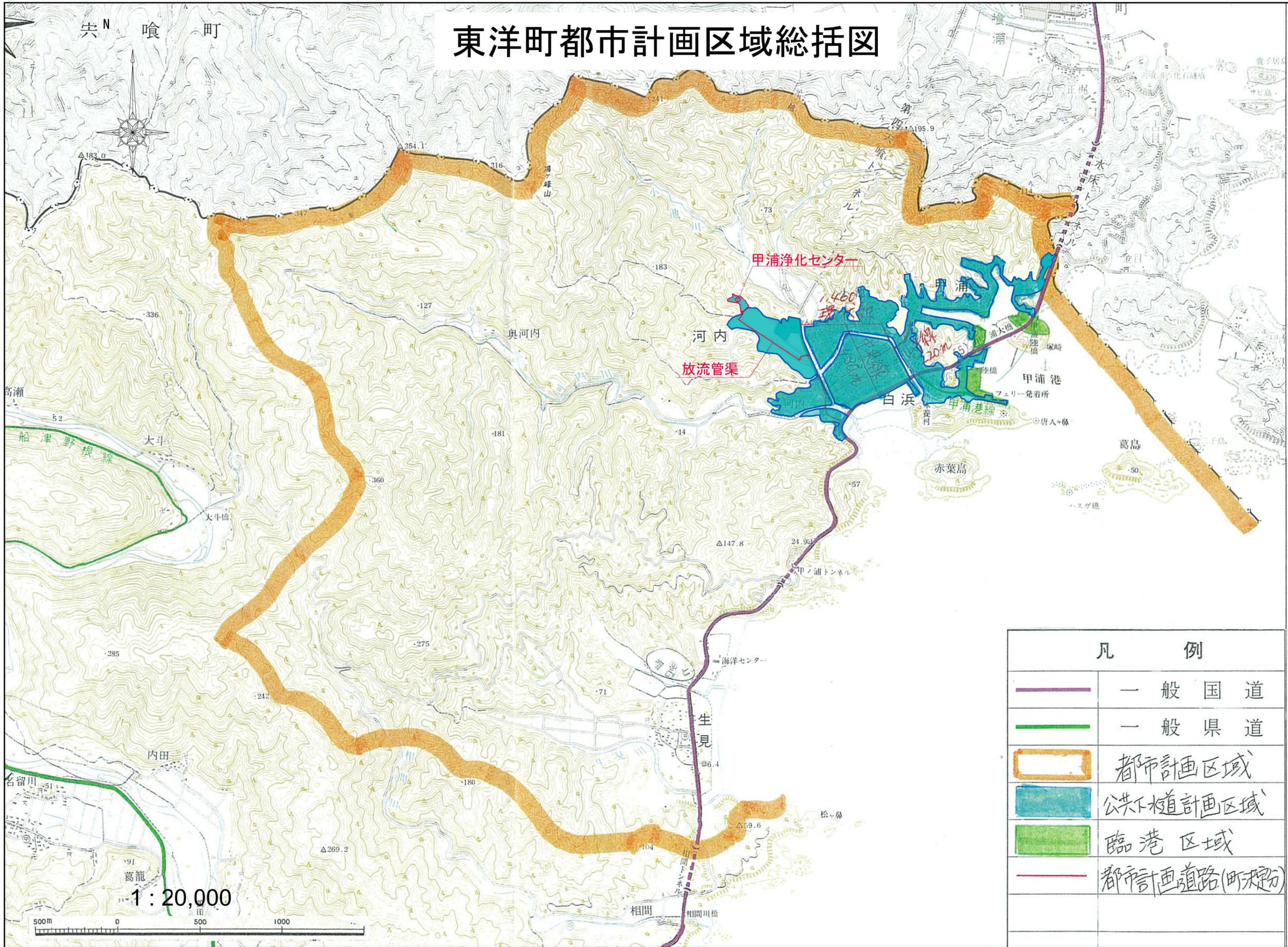
東洋町においては、家庭雑排水等により河川や海水浴場である白浜等海域の水質の悪化が目立ちはじめ、汚水の処理が必要不可欠なものとなった。

このため、平成3年度に公共用水域の水質保全と、水洗化などによる快適で潤いのある生活環境の改善を目的とした東洋町（甲浦地区）特定環境保全公共下水道基本計画を策定して、平成4年度より整備を進めており、平成13年度には甲浦浄化センターを供用開始し今日に至っている。

一方、東洋都市計画区域においては、平成30年11月に高知県東部地域と関西圏との観光、産業、物流などの連携強化や、南海トラフ巨大地震発生時の国道55号の代替道路の確保及び防災活動拠点との連絡、救急医療施設への速達性の向上などの機能を有する都市計画道路として、各防災拠点等へのアクセスや土地利用の状況等を考慮した計画ルートを踏まえて1・5・1号東洋中央線を新たに都市計画決定をしているが、その一部は甲浦浄化センターの区域と重複している。

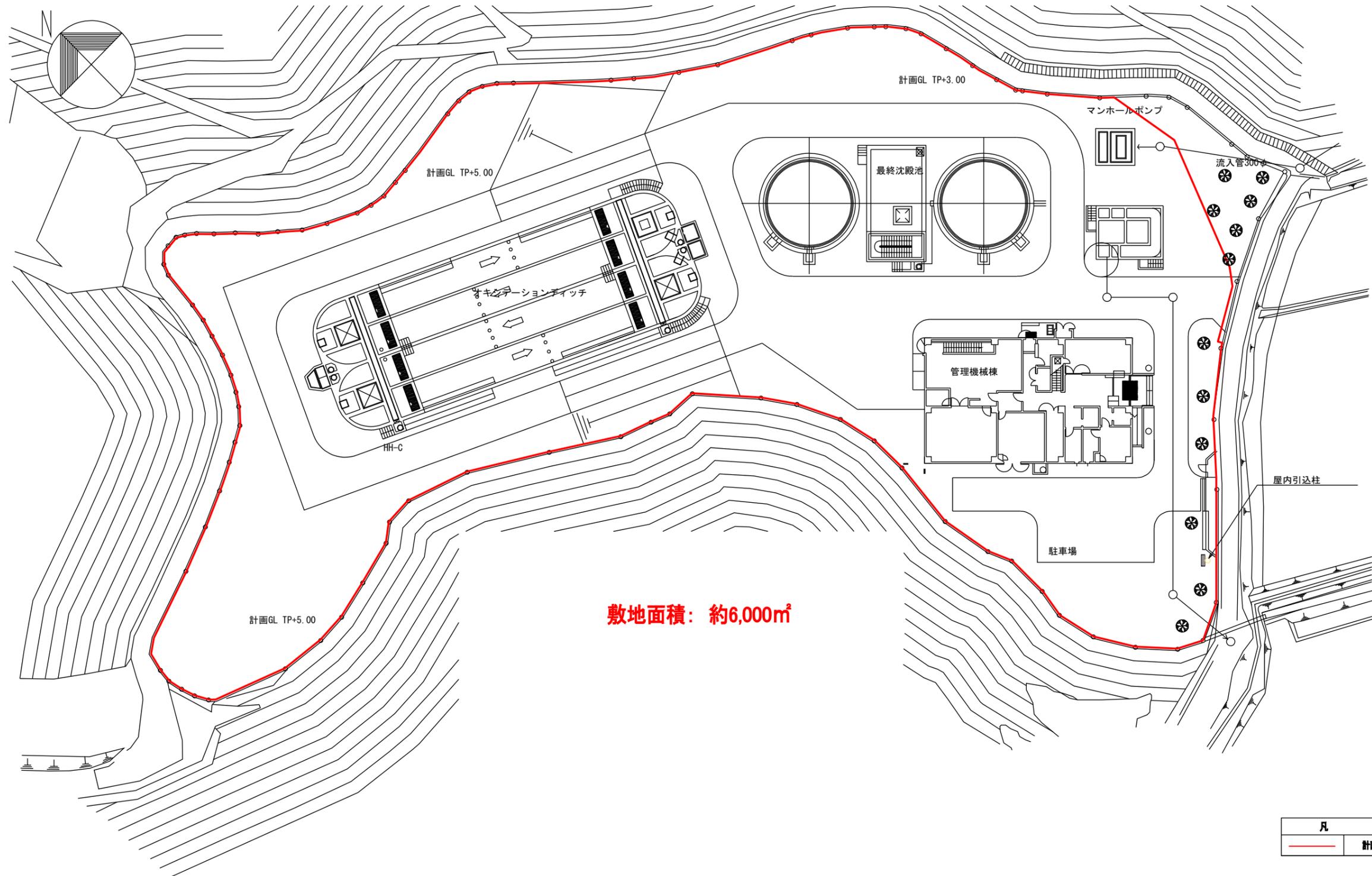
甲浦浄化センターは、すでに施設整備が完了しており、現在供用している施設で計画区域内の排水量に対応した処理機能を十分に有している。また、当該都市計画道路と重複する区域は、周辺に住家等が建築された際の環境対策施設としての緑地帯を設けているが、現状、当該施設の周辺に住家等の建築がないうえ、当該都市計画道路の整備に伴い、将来的に住家等の建築が見込まれず今後の施設運営に支障が生じないため、甲浦浄化センターの区域の一部を除外するものである。

東洋町都市計画区域総括図



凡 例	
	一般国道
	一般県道
	都市計画区域
	公共下水道計画区域
	臨港区域
	都市計画道路(所定線)

甲浦浄化センター 一般平面図 S = 1/500



敷地面積: 約6,000㎡

凡	例
	計画決定区域

甲浦浄化センター 一般平面図 S = 1/500
 (新旧対照図)

